

事務連絡
令和元年9月13日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う旅館業法施行規則の改正について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月7日、第198回国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が成立し、同月14日付で公布されました。

このたび、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による旅館業法の改正について」（令和元年6月14日国厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）においてお知らせしたとおり、整備法による旅館業法（平成23年法律第138号）の改正に伴い、本日付で成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。）が公布され、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）が改正されました。

旅館業法施行規則の改正の概要等は下記の通りですので、貴自治体における旅館業の運用に関し、御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

記

第1 旅館業法施行規則の改正の概要（改正省令第4条関係）

旅館業法第3条第2項第1号に規定する「厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。

第2 改正省令の附則の概要（旅館業法施行規則関係箇所）

施行期日は、整備法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（本年12月14日）。

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和元年九月十三日

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）</p> <p>ヘ〜リ（略）</p>	<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）</p> <p>ホ〜チ（略）</p>

<p>附則</p> <p>第五十五条 第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。</p> <p>第一号様式中「<u>成年養護老人又は被保老人</u>」を「<u>第六条の二の二第一項第三号</u>」に改める。</p> <p>第五号様式中「<u>成年養護老人又は被保老人</u>」を「<u>精神の機能の障害により保士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>」に改める。</p> <p>（旅館業法施行規則の一部改正）</p> <p>第四条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>附則</p> <p>第五十五条 第六条の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。</p>
<p>改正後</p> <p>第一条の二 第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第四条 旅館業を営む者は、<u>第一条、第二条及び前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）</u>に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（医療法施行規則の一部改正）</p> <p>第五条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>（新設）</p> <p>第四条 旅館業を営む者は、<u>前三条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）</u>を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>
<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の三（略）</p> <p>第五章 医療法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 機関</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の三の五・第三十一条の四の二）</p> <p>第三款 役員等（第三十一条の四の三―第三十二条の四）</p> <p>第四節～第九節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第三十一条の三の五 法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（評議員に関する規定の準用）</p> <p>第三十一条の四の三 第三十一条の三の五の規定は、医療法人の役員について準用する。この場合において、同条中「<u>第四十六条の四第二項第二号</u>」とあるのは「<u>第四十六条の五第五項において準用する法第四十六条の四第二項第二号</u>」と、「<u>評議員</u>」とあるのは「<u>役員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の三（略）</p> <p>第五章 医療法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 機関</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の四・第三十一条の四の二）</p> <p>第三款 役員等（第三十一条の五―第三十二条の四）</p> <p>第四節～第九節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、
 第十一条（職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第九十条の規定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第六項の改正規定に限る。）の施行前に行われる職業訓練指導員試験に係る職業訓練指導員試験受験申請書の様式については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則様式第十一号にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（帳簿の作成と保存）
第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。
 一・二（略）
 三 各月におけるコンサルタント則第十九条第二項の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数
 四（略）

（帳簿の作成と保存）
第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。
 一・二（略）
 三 各月におけるコンサルタント則第十九条の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数
 四（略）

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）
第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（社会福祉士の養成施設の指定基準）
第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準
 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。
 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第三第二項各号に掲げる者
 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

（社会福祉士の養成施設の指定基準）
第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準
 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。
 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第二第二項各号に掲げる者
 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの